

別表第4（維持管理基準）

	施設の規模等	維持管理基準
1	廃棄物焼却炉	(1) 完全燃焼の確保 ① 廃棄物の投入 ア. 廃棄物の投入は、焼却炉の処理能力を超えないように行うこと。 イ. 廃棄物に含まれるプラスチック類を極力分別・除去してから廃棄物を投入すること。ただし、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する焼却施設及び廃掃法施行令第7条第8号に掲げる焼却施設にあっては、この限りでない。 ウ. 廃棄物の形状及び大きさが、投入設備の形状及び大きさ並びに燃焼室の内容積及び構造に適合するように破碎・切断するとともに、均一に混合してから廃棄物を投入すること。 エ. 焼却能力2t/h以上の焼却炉（ガス化燃焼方式の焼却炉を除く。）にあっては、外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を投入すること。 オ. 焼却能力2t/h未満の焼却炉及びガス化燃焼方式の焼却炉にあっては、廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が排出しないように廃棄物を投入すること。 ② 燃焼室 ア. 燃焼室内と外気とが接することのないよう外気と遮断された状態で廃棄物を焼却し、煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないようにすること。 イ. 運転開始時に助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を800℃以上に速やかに上昇させること。 ウ. 燃焼室内の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。 エ. 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。 オ. 供給空気量を調節し、燃焼ガスと空気を十分混合させること等により廃棄物を燃焼させ、焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるようにすること。 カ. 排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm（O₂ 12%換算値）以下となるように廃棄物を焼却すること。 (2) 排ガスの処理 ① 廃棄物を焼却するときは、排ガス処理設備を適正に作動させるとともに、湿式排ガス処理設備においても、適正な維持管理に努めること。 ② 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね200℃以下に冷却できる場合にあっては、この限りでない。 ③ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 (3) 煙突等 煙突及び煙道にたい積したばいじんを除去すること。

		(4) 燃焼状態の管理 ① 次の箇所において、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 ア. 燃焼室内 イ. 集じん器入口（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内） ② 排ガス中の一酸化炭素及び酸素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (5) ばいじん及び焼却灰の灰出し・貯留等 ① 焼却灰（クリンカーを含む。）は、焼却炉の正常な運転が阻害されないよう速やかに排出すること。 ② 集じん器で集められたばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ③ ばいじん及び焼却灰の排出・貯留については、水噴霧による湿潤化や梱包等により飛散・流出しないようにすること。 ④ ばいじん及び焼却灰を運搬・処分する場合は、飛散防止に努める等適正に行うこと。 (6) 排ガス中のダイオキシン類濃度の測定 排ガス中のダイオキシン類の測定を年1回以上行い、その結果を保存すること。 (7) 管理体制 ① 焼却炉の維持管理に関して、資格を有する技術管理者を選任すること。 ② 焼却炉の運転管理マニュアル等を作成し、これに基づき適正な運転及び定期的な保守・点検を行い、その結果を保存すること。 (8) その他 ① 火災発生を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 ② 処理設備や煙突等にたい積したばいじんの除去にあたっては飛散防止に努めるとともに、防じんマスクの着用等、健康上の安全性に留意すること。
2	廃棄物焼却炉	(1) 完全燃焼の確保 ① 廃棄物の投入 ア. 廃棄物の投入は、焼却炉の処理能力を超えないように行うこと。 イ. 廃棄物に含まれるプラスチック類を極力分別・除去してから廃棄物を投入すること。 ウ. 廃棄物の形状及び大きさが、投入設備の形状及び大きさ並びに燃焼室の内容積及び構造に適合するように破碎・切断するとともに、均一に混合してから廃棄物を投入すること。 エ. 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が排出しないように廃棄物を投入すること。 ② 燃焼室 ア. 燃焼室内と外気とが接することのないよう外気と遮断され

た状態で廃棄物を焼却し、煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないようにすること。

イ. 運転開始時に助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を 800℃以上に速やかに上昇させること。

ウ. 燃焼室内の燃焼ガスの温度を 800℃以上に保つこと。

エ. 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。

オ. 供給空気量を調節し、燃焼ガスと空気を十分混合させること等により廃棄物を燃焼させ、焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるようにすること。

カ. 排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm (O₂ 12%換算値)以下となるように廃棄物を焼却すること。

(2) 排ガスの処理

① 廃棄物を焼却するときは、排ガス処理設備を適正に作動させるとともに、湿式排ガス処理設備においても、適正な維持管理に努めること。

② 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却できる場合にあっては、この限りでない。

③ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

(3) 煙突等

煙突及び煙道にたい積したばいじんを除去すること。

(4) 燃焼状態の管理

① 次の箇所において、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ア. 燃焼室内

イ. 集じん器入口（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内）

② 排ガス中の一酸化炭素及び酸素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(5) ばいじん及び焼却灰の灰出し・貯留

① 焼却灰（クリンカーを含む。）は、焼却炉の正常な運転が阻害されないよう速やかに排出すること。

② 集じん器で集められたばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。

③ ばいじん及び焼却灰の排出・貯留については、水噴霧による湿潤化や梱包等により飛散・流出しないようにすること。

④ ばいじん及び焼却灰を運搬・処分する場合は、飛散防止に努める等適正に行うこと。

(6) 排ガス中のダイオキシン類濃度の測定

排ガス中のダイオキシン類の測定を年1回以上行い、その結果を保存すること。

(7) 管理体制

① 焼却炉の維持管理に関して、管理者を選任すること。

② 焼却炉の運転管理マニュアル等を作成し、これに基づき適正

		な運転及び定期的な保守・点検を行い、その結果を保存すること。 (8) その他 ① 火災発生を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 ② 処理設備や煙突等にたい積したばいじんの除去にあたっては飛散防止に努めるとともに、防じんマスクの着用等、健康上の安全性に留意すること。
3	製鋼用電気炉	(1) 原料の選別 原料となるスクラップ中の下級くず（塩化ビニルや油脂が付着しているスクラップ）の混入割合を可能な限り低下させること。 (2) 排ガスの処理 ① 排ガス処理設備を適正に作動させるとともに、湿式排ガス処理設備においても適正な維持管理に努めること。 ② 集じん器に流入する排ガスの温度を概ね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で排ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却できる場合にあつては、この限りでない。 ③ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 (3) 煙突等 煙突及び煙道にたい積したばいじんを除去すること。 (4) 排ガスの管理 集じん器入口（集じん器内で排ガスの温度を速やかに概ね 200℃以下に冷却できる場合にあつては、集じん器内）において、排ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (5) ばいじんの貯留等 集じん器で集められたばいじんの排出・貯留については、水噴霧による湿潤化や梱包等により飛散・流出しないようにすること また、運搬・処分する場合は、飛散防止に努める等適正に行うこと。 (6) 排ガス中のダイオキシン類濃度の測定 排ガス中のダイオキシン類の測定を年 1 回以上行い、その結果を保存すること。 (7) 管理体制 ① 電気炉の維持管理に関して、資格を有する管理者を選任すること。 ② 電気炉の運転管理マニュアル等を作成し、これに基づき適正な運転及び定期的な保守・点検を行い、その結果を保存すること。 (8) その他 ① 火災発生を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 ② 処理設備や煙突等にたい積したばいじんの除去にあたっては飛散防止に努めるとともに、防じんマスクの着用等、健康上の安全性に留意すること。

